小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第９３号

堺市堺区住吉橋町１丁４番10―506号、前住所大阪府高石市東羽衣７丁目３番17号

再生債務者　江本　真敏

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成26年２月17日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第４号

福島県相馬市黒木字迎畑231番地の11

再生債務者　小田　芳浩

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年２月18日　福島地方裁判所相馬支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第８号

兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目10番３号

再生債務者　山下　末香

1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月17日から平成26年３月31日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再ロ）第１０００２号

千葉県柏市大室1272―21

再生債務者　月岡　美香

1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月28日から平成26年４月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１０００７号

東京都新宿区西落合１―13―２

再生債務者　新田　　茂

1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月28日から平成26年４月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号

愛媛県南宇和郡愛南町鯛越36番地２

再生債務者　藤田　利勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年３月13日まで

平成26年２月13日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（再ロ）第２号

大分県中津市三光田口3315番地14

再生債務者　政田　規男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年３月12日まで

平成26年２月18日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川423番地２

再生債務者　伊藤　　努

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月17日　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（再ロ）第３号

香川県高松市東山崎町415番地22

再生債務者　横瀬　明広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月18日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２５年（再ロ）第８号

埼玉県坂戸市元町４番32号

再生債務者　安藤　健一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成26年２月14日

さいたま地方裁判所川越支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年２月 26 日　　福岡県教育委員会

1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

⑴　中学校教諭一種免許状、平24中一種第52号、福岡県教育委員会、平成24年９月28日、福岡県、白浜　将輝、平成26年１月17日

⑵　高等学校教諭一種免許状、平24高一種第66号、福岡県教育委員会、平成24年９月28日、福岡県、白浜　将輝、平成26年１月17日

2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載貢　七十二貢（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載貢　七十二貢（号外第一三六号）

平成二十五年二月二十六日

東京都千代田区富士見二丁目一一番一一号

（甲）株式会社栄光リアルエステート

代表取締役社長　神谷　賢治

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保一七八番地五

（乙）株式会社栄光アースグループ

代表取締役社長　山谷　直毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載貢　六十一貢（号外第一一九号）

平成二十五年二月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

（甲）株式会社コナミデジタルエンタテインメント

代表取締役　田中富美明

神奈川県座間市東原五丁目一番一号

（乙）コナミマニュファクチャリング&サービス株式会社

代表取締役　上野陽出年

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併は効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定し、乙の株主総会の承認決議は平成二十六年二月十二日に終了しており承認ります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月三十一日

掲載貢　一二〇貢（号外第一一三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載貢　六十一貢（号外第一一九号）

平成二十五年二月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

（甲）株式会社コナミデジタルエンタテインメント

代表取締役　田中富美明

神奈川県座間市東原五丁目一番一号

（乙）コナミマニュファクチャリング&サービス株式会社

代表取締役　上野陽出年